



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *38 温泉法施行細則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 2
- *39 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課) 3
- *40 和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則(青少年・男女共同参画課) 16
- *41 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課) 16
- *42 理容師法施行細則の一部を改正する規則 (") 16
- *43 美容師法施行細則の一部を改正する規則 (") 17
- *44 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 17
- *45 栄養士法施行細則の一部を改正する規則 (健康推進課) 17

○ 教育委員会規則

- *11 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 18

○ 公安委員会規則

- *7 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 34

○ 告示

- 801 社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成23年度経営状況 (管財課) 35
- 802 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 36
- 803 " (") 36
- 804 " (") 36
- 805 " (") 37
- 806 生活保護法による指定施術機関の辞退 (福祉保健総務課) 37
- 807 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 38
- 808 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の変更 (") 38
- 809 保安林の指定 (森林整備課) 38
- 810 " (") 39
- 811 " (") 39
- 812 " (") 39
- 813 " (") 40
- 814 " (") 40
- 815 " (") 41
- 816 道路の位置の指定 (都市政策課) 41
- 817 " (") 41
- 818 平成24年和歌山県告示第263号 (平成24年度県立近代美術館の使用料) の一部改正 (教育委員会) 41
- 819 平成24年和歌山県告示第264号 (平成24年度県立博物館の使用料) の一部改正 (") 42
- 820 平成24年和歌山県告示第265号 (平成24年度県立紀伊風土記の丘資料館の使用料) の一部改正 (") 42

821 平成24年和歌山県告示第266号（平成24年度県立自然博物館の使用料）の一部改正	(")..... 42
○ 選挙管理委員会告示	
46 政治団体の届出事項の異動の届出 42
47 政治団体の解散の届出 43
48 政治団体の収支報告書の要旨 43
49 政治団体の設立の届出 44
○ 正誤	
平成24年2月21日付け和歌山県報号外和歌山県告示第124号中 45
平成24年6月19日付け和歌山県報第2365号和歌山県告示第734号中 46

規 則

和歌山県規則第38号

温泉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和61年和歌山県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「温泉ゆう出地」を「温泉湧出地」に改める。

第13条中「ゆう出路」を「湧出路」に改める。

第29条第2号中「温泉ゆう出地」を「温泉湧出地」に、同条第4号中「ゆう出量」を「湧出量」に改める。

別記第1号様式中「ゆう出させる」を「湧出させる」に、「掘さく孔断面計画図」を「掘削孔断面計画図」に改める。

別記第6号様式中「ゆう出状況」を「湧出状況」に改める。

別記第7号様式中「ゆう出路」を「湧出路」に、「及びゆう出量」を「及び湧出量」に、「ゆう出量
リットル/分」を「湧出量
リットル/分」に、「推定ゆう出量」を「推定湧出量」に、「掘
さく孔断面図」を「掘削孔断面図」に改める。

別記第8号様式中「ゆう出量を」を「湧出量を」に、「ゆう出地」を「湧出地」に、「及びゆう出量」
を「及び湧出量」に「ゆう出量リットル /分」を「湧出量リットル /分」に、「推定ゆう出
量」を「推定湧出量」に改める。

別記第11号様式中「ゆう出路」を「湧出路」に、「温泉ゆう出地」を「温泉湧出地」に、「ゆう出量」
を「湧出量」に改める。

別記第18号様式中「ゆう出路」を「湧出路」に改める。

別記第19号様式中「温泉ゆう出地」を「温泉湧出地」に、「ゆう出量」を「湧出量」に改める。

別記第22号様式中「温泉ゆう出地」を「温泉湧出地」に改める。

別記第23号様式中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

別記第26号様式中「ゆう出地」を「湧出地」に、「ゆう出量」を「湧出量」改める。

別記第28号様式中「温泉ゆう出地地番（地目）変更届」を「温泉湧出地地番（地目）変更届」に、「温
泉ゆう出地の」を「温泉湧出地の」に改める。

別記第29号様式及び別記第30号様式中「ゆう出量」を「湧出量」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

和歌山県規則第39号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成7年和歌山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

(第 1 面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※許 可 の 年 月 日	年 月 日
※許 可 番 号	
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
※事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)

(第 2 面)

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画 (一般廃棄物の最終処分場である場合)			
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画 (最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第 3 面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人 (申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第 4 面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額		
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	籍 所

政令第 4 条の 7 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 「法定代理人」の欄から「政令第 4 条の 7 に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 7 都道府県知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
- 8 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第6条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

和歌山県知事

様

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許 可 の 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号			
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
		面積 m^2 埋立容量 m^3	面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日		
※許 可 年 月 日	年 月 日		
※許 可 番 号			
※事 務 処 理 欄			

(日本工業規格 A列4番)

(第 2 面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人 (申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式(第13条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

住 所

氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物施設の譲受け(借受け)の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等許可番号	
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

(第 2 面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな)		本	籍
氏名	生年月日	住	所
(法人である場合)			
(ふりがな)		住	所
名称			
法定代理人 (申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな)		本	籍
氏名	生年月日	住	所
(法人である場合)			
(ふりがな)		住	所
名称			
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏名	役職名・呼称	住	所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏名	役職名・呼称	住	所

別記第14号様式を次のように改める。

別記第14号様式(第15条関係)

(表)

一般廃棄物処理施設設置者相続届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者

住 所

氏 名 印

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

(裏)

相続人			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
法定代理人 (相続人が法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
政令第 4 条の 7 に規定する使用人 (相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
備 考			
1 ※欄は、記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「政令第 4 条の 7 に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 この届出書は、相続の日から 30 日以内に提出すること。			
※手数料欄			

別記第15号様式、別記第17号様式及び別記第23号様式中「又は外国人登録証明書」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第15号様式、別記第17号様式及び別記第23号様式の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第40号

和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則（平成20年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。
第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

和歌山県規則第41号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し」を「又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期残留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記第3号様式中「出来る」を「できる。」に改める。

別記第6号様式中「記載すること」を「記載すること。」に改める。

別記第7号様式中「簡明に」を「、簡明に」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する

和歌山県規則第42号

理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和33年和歌山県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「理容用いす」を「理容用椅子」に、「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号様式の改正規定（「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める部分に限る。）は、平成24年7月9日から施行する。

和歌山県規則第43号

美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和33年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「美容用いす」を「美容用椅子」に、「洗髪いす」を「洗髪椅子」に、「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号様式の改正規定（「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める部分に限る。）は、平成24年7月9日から施行する。

和歌山県規則第44号

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年和歌山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「上肢」を「^じ上肢」に、「下肢」を「^じ下肢」に改める。

別記第12号様式（裏面）中「禁鋼」を「^こ禁鋼」に改める。

別記第24号様式中「禁固」を「^こ禁鋼」に改める。

別記第26号様式中「（外国人の場合にあっては、外国人登録済証明書）」を削り、「又は免除されている場合」を「、又は免除されている場合」に、「、「65歳以上であって県民税及び市町村民税の均等割のみが課税されている。」」を「「65歳以上であって県民税及び市町村民税の均等割のみが課税されている。」」に改める。

別記第27号様式注1中「速やかに」を「、速やかに」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

和歌山県規則第45号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和29年和歌山県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し」を「又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に、「消印」を「、消印」に改める。

別記第2号様式中「消印」を「、消印」に改める。

別記第3号様式中「失そう」を「失踪」に改める。

別記第4号様式中「き損（亡失）」を「毀損（亡失）」に、「消印」を「、消印」に、「き損の」を「毀損の」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第11号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの」を「者」に改め、同項第2号中「家計急変者」を「奨学金に係る家計急変者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 条例第2条第2項第3号に規定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) その者の生計を主として維持する者の収入の年額が、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第21条第2項第2号の規定に基づき独立行政法人日本学生支援機構が定める収入基準額以下である者
- (2) 第5条の3第2項の貸与申請書の提出期間の満了後、当該提出期間の満了の日の属する年の翌年の3月末日までに、その者の生計を主として維持する者の失職、破産手続開始の決定、倒産、病气若しくは死亡又は火災、風水害等の事由により家計が急変し、緊急に進学助成金を必要とする者（以下「進学助成金に係る家計急変者」という。）

第4条見出し中「保証人」を「連帯保証人」に改める

第5条第2項中「後、」の次に「和歌山県修学奨励金貸与者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の選考委員会の構成は、別に定める。

第5条の2第1項中「貸与予定者」を「奨学金貸与予定者」に、「及び確認書（別記第2号様式）を」を「に次の各号に掲げる書類を添付し」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 確認書（別記第2号様式）
- (2) 確約書（別記第2号様式の3）

第5条の2第2項中「貸与予定者」を「奨学金貸与予定者」に改め、同項第5号中「家計急変者」を「奨学

金に係る家計急変者」に改める。

第5条の3第2項中「入学予定者」を「入学予定者（進学助成金に係る家計急変者を除く。）」に、「別記第1号様式の4」を「別記第1号様式の5」に、「第1号から第4号まで」を「第1号及び第2号」に、「第5号及び第6号」を「第3号及び第4号」に、「年」を「年度の翌年度」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同項の次に次の2項を加える。

3 進学助成金の貸与を受けようとする者（入学予定者（進学助成金に係る家計急変者に限る。）に限る。）で、第3号に掲げる書類を申請書類と同時に提出できるものは、連帯保証人と連署の上、貸与申請書（別記第1号様式の5）に次の第1号から第5号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第6号及び第7号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

- (1) その者の属する世帯の生計を主として維持する者の所得を証明する書類
- (2) その者の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 大学等の入学試験合格通知書若しくは合格証明書又はこれらに代わるものの写し
- (4) 確約書（別記第2号様式の4）
- (5) 家計が急変した理由が確認することのできる公的な証明書等
- (6) 大学等の在学証明書
- (7) 貸借証明書（別記第2号様式の2）又はこれに代わる貸貸契約書の写し

4 進学助成金の貸与を受けようとする者（入学予定者（進学助成金に係る家計急変者に限る。）に限る。）で、前項第3号に掲げる書類を申請書類と同時に提出できないものは、連帯保証人と連署の上、貸与申請書（別記第1号様式の5）に次の第1号から第3号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第4号及び第5号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

- (1) その者の属する世帯の生計を主として維持する者の所得を証明する書類
- (2) その者の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 家計が急変した理由が確認することのできる公的な証明書等
- (4) 大学等の在学証明書
- (5) 貸借証明書（別記第2号様式の2）又はこれに代わる貸貸契約書の写し

第5条の3の次に次の1条を加える。

（進学助成金の貸与の内定）

第5条の4 教育長は、前条第2項又は第4項の申請書の提出を受けた後、選考委員会においてその内容を審査し、適当と認めるときは、進学助成金の貸与を内定する旨を決定し、高等学校長等を経由して当該申請者に通知するものとする。

第6条を次のように改める。

（貸与の決定）

第6条 教育長は、第5条の2第1項の申請書の提出を受けた後、その内容を審査し、貸与要件を備えた者の中から当該年度予算の範囲内で適当と認めるときは、奨学金の貸与を決定し、高等学校長等を経由してその旨を当該申請者に通知するものとする。

2 教育長は、第5条の2第2項若しくは第3項又は第5条の3第1項若しくは第3項の申請書の提出を受けた後、選考委員会においてその内容を審査し、貸与要件を備えた者の中から当該年度予算の範囲内で適当と認めるときは、奨学金の貸与を決定し、第5条の2第2項又は第3項の申請書を提出した者については高等学校長等を経由し、第5条の3第1項又は第3項の申請書を提出した者については直接、その旨を通知するものとする。

3 教育長は、前条の進学助成金の貸与を内定する旨の決定を受けた者から内定の決定を受けた年度の3月末日（申請者の責めに帰することができない事由により同日までに提出することができない場合は翌年

度の4月末日)までに、次に掲げる書類の提出を受けたときは、内定の決定を受けた年度予算又は当該年度の翌年度予算の範囲内で、進学助成金の貸与を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

- (1) 大学等の入学試験合格通知書若しくは合格証明書又はこれらに代わるものの写し
- (2) 確約書(別記第2号様式の4)

別表中

大学等への入学に伴う自宅以外の場所への住所又は居所の移転のために要する一時資金としての進学助成金	一時金 500,000円
--	-----------------

を

大学等への入学の移転のために

に伴う自宅以外の場所への住所又は居所要する一時資金としての進学助成金

一時金
100,000円から500,000円までの範囲で100,000円単位の額

に改める。

別記第1号様式から別記第1号様式の4までを次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

(第 1 面)

奨学金

予 約 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により予約申請します。

申請者氏名 _____ 印

(申請者本人が、自署・押印してください。)

調査番号	※ 太線枠内のみ御記入ください。					
在学学校名	立	中学校	第3学年在籍			
		学校 中学部				
進学希望先	立	全日制 定時制 (単位制) 高等部 高等課程	科			
		学校 分校 専攻科				
フリガナ			(〒 _____)			
申請者氏名		男・女	住所			
生年月日	年 月 日生		TEL _____			
			通学区分 自宅・自宅外			
保護者等 氏名 (自署・押印)		印	(〒 _____) 住所			
			TEL _____			
同 一 生 計 の 家 族	続柄	氏名	年齢	所得の 種類	給与所得者 収入年額(税込)	給与所得者以外 収入年額(税込)
					円	円
					円	円
					円	円
					円	円
					円	円
		計			A	B
	合計金額 [給与所得+給与所得以外]				A+B	円
家 族	続柄	氏名	年齢	校 種 (学 年)		
	申請者 を除く 就学者					
(1) 世帯員に障害のある人がいる場合		続柄()氏名()等級(級)				
(2) 借家等の家賃を支払っている場合		(月額;)円				

注

- 1 障害のある人がいる場合、障害者手帳の写しを添付してください。
- 2 家賃を支払っている場合、賃貸契約書等その支払を証明できるものを添付してください。

(第 2 面)

奨学金を
必要とす
る理由

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。

(親権者（両親のいずれかがいないときには 1 人）本人が、自署・押印してください。)

親権者氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____
親権者氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

上記の者について、和歌山県修学奨励金の予約申請をすることを認めます。

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印 _____

(第3面)
修学奨励金貸与基準額算定表

調査番号								
申請者氏名	世帯主の居住する市町村名				該当級地			
生活費 (第1類)								
続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額
本人		円			円			円
父		円			円			円
母		円			円			円
		円			円	小計		円
生活費(第1類) (計)		〔小計〕		× 12月		=		円(1)
生活費 (第2類)								
第2類・基準額		円 × 12月		=				円
冬季加算額		円 × 5月		=				円
生活費(第2類) (計)								円(2)
教育扶助費								
小学校		円 × 人 × 12月		=				円
中学校		円 × 人 × 12月		=				円
教育扶助費 (計)								円(3)
住宅費								
家賃・間代		円 × 月		=				円
住宅費 (計)								円(4)
基礎控除								
		円 × 12月		=				円
基礎控除 (計)								円(5)
その他の加算(①~③のうち、最大の額がその他の加算額になります。)								
①老齢加算(70歳以上)		円 × 人 × 12月		=				円
②母子加算		円 × 12月		=				円
③障害者加算		()級()		円 × 12月		=		円
その他の加算(最大の額)								円(6)

(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) = ア 円

ア 円 × 2.0 = イ 円 …貸与基準額

申請者の世帯員全員の収入年額(第1面A+B) = ウ 円

ウ の額が イ の額より小さければ、貸与基準を満たすことになる。

別記第1号様式の2(第5条の2関係)

奨学金
(貸与予定者用)

貸与申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条の2第1項の規定により申請します。

申請者氏名 _____ 印

(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号		※ 太線枠内のみ御記入ください。	
学校名	立	全日制 定時制 (単位制)	科
	学校 分校 専攻科	高等部 高等課程	年 組
		(年4月	年制第1学年入学)
フリガナ		(〒 —)	
申請者氏名		住所	
		TEL — —	
生年月日	年 月 日生	自宅外月額を	希望する ・ 希望しない
連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印)		(〒 —)	
		住所	
		TEL — —	

上記の申請について、親権者(後見人)として同意します。

(親権者(両親のいずれかがいないときは1人)本人が自署・押印してください。)

親権者氏名 _____ 印 続柄 _____

親権者氏名 _____ 印 続柄 _____

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 _____ 印 続柄 _____

上記の者について、和歌山県修学奨励金の貸与申請をすることを認めます。

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印

別記第1号様式の3(第5条の2関係)

(第1面)

奨学金
(在学申請者用)

貸 与 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条の2第2項の規定により申請します。

申請者氏名 _____ 印

(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号	※ 太線枠内のみ御記入ください。					
学校名	立	学校 分校 専攻科	全日 定時制 (単位制) 高等部 高等課程	年	科 組	(年4月 年制第1学年入学)
フリガナ			男・女	(〒 —)		
申請者氏名			住所	TEL — —		
生年月日	年 月 日生			自宅外月額を 希望する ・ 希望しない		
連帯保証人 氏名 (保護者等) (自署・押印)			印	(〒 —) 住所 TEL — —		
同 一 生 計 の 家 族	続柄	氏名	年齢	所得の 種類	給与所得 収入年額(税込)	給与所得以外 収入年額(税込)
					円	円
					円	円
					円	円
					円	円
	計				A	B
合計金額 [給与所得+給与所得以外]					A+B 円	
家 族	申請者 を除く 就学者	続柄	氏名	年齢	校 種 (学 年)	
(1) 世帯員に障害のある人がいる場合			続柄()氏名()等級(級)			
(2) 借家等の家賃を支払っている場合			(月額;)円			

注

- 1 障害のある人がいる場合、障害者手帳の写しを添付してください。
- 2 家賃を支払っている場合、賃貸契約書等その支払を証明できるものを添付してください。

(第2面)

奨学金を
必要とする理由

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。

(親権者（両親のいずれかがいないときには1人）本人が、自署・押印してください。)

親権者氏名 _____ 印 続柄 _____
親権者氏名 _____ 印 続柄 _____

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 _____ 印 続柄 _____

上記の者について、和歌山県修学奨励金の貸与申請をすることを認めます。

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印

(第 3 面)

修学奨励金貸与基準額算定表

奨学生番号										
申請者氏名		世帯主の居住する市町村名				該当級地				
生活費 (第1類)										
続柄	年齢	基準額		続柄	年齢	基準額		続柄	年齢	基準額
本人		円				円				円
父		円				円				円
母		円				円				円
		円				円		小計		円
生活費(第1類) (計)		[小 計]		× 12月 =						円(1)
生活費 (第2類)										
第2類・基準額		円 × 12月 =								円
冬季加算額		円 × 5月 =								円
生活費(第2類) (計)										円(2)
教育扶助費										
小学校		円 × 人 × 12月 =								円
中学校		円 × 人 × 12月 =								円
教育扶助費 (計)										円(3)
住宅費										
家賃・間代		円 × 月 =								円
住宅費 (計)										円(4)
基礎控除										
		円 × 12月 =								円
基礎控除 (計)										円(5)
その他の加算(①~③のうち、最大の額がその他の加算額になります。)										
①高齢加算(70歳以上)		円 × 人 × 12月 =								円
②母子加算		円 × 12月 =								円
③障害者加算		()級()		円 × 12月 =						円
その他の加算 (最大の額)										円(6)

(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) =

ア 円

ア 円 × 2.0 = イ 円 ……貸与基準額

申請者の世帯員全員の収入年額(第 1 面A+B) = ウ 円

ウ の額が イ の額より小さければ、貸与基準を満たすことになる。

別記第1号様式の4(第5条の3関係)

進学助成金
(在学申請者用)

貸 与 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条の3第1項の規定により申請します。

申請者氏名 _____ 印

(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号	※ 太線枠内のみ御記入ください。						
学校名	立	大学 短期大学 (年4月	学部 分野 年制第1学年入学)	学科 課程	貸与希望額 いずれか1つを○で囲んでください。 10万円 20万円 30万円 40万円 50万円		
出身校名	立	高等学校					
※ (県内高等学校・県外高等学校・高認(大検含む。)該当者)							
フリガナ	申請者氏名		男・女	(〒 _____) 住所			
生年月日	年 月 日生		TEL	_____			
連帯保証人氏名(保護者等)(自署・押印)	(続柄:本人の _____)		印	(〒 _____) 住所			
TEL	_____						
同 一 生 計 の 家 族	続柄	氏名	年齢	*職業・所得の種類	A収入・売上金額(税込)	B控除額(給与所得者)・必要経費(税込)	A-B 所得金額(税込)
					万円	万円	万円
					万円	万円	万円
					万円	万円	万円
					万円	万円	万円
					万円	万円	万円
↑ 主に家計を支えている者、1人に○を付けてください。 同一人で2種類以上の所得のある者は、所得ごとに段を改めて記入してください。							最も所得の多い者の所得金額 ① 万円
家 族	続柄	氏名	※ 設置者	校 種 (学年)	※ 通学別		控 除 額
	申請者を除く		国公立・私立		自宅 ・ 自宅外		万円
	就学者		国公立・私立		自宅 ・ 自宅外		万円
			国公立・私立		自宅 ・ 自宅外		万円

(裏面)

所得から差し引かれる金額	申請者の就学者控除 (授業料 万円 + 自宅外 万円)	万円
	母子・父子世帯(子が18歳未満(18歳以上の就学者を含む。)であること。ただし、60歳以上で経済力のない祖父母のいる世帯を含む。) (一律49万円)	万円
	障害のある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等のいる世帯)(1人99万円)	万円
	主に生計を支えている者が別居している世帯(別居により生じた住居、光熱、水道、家具及び家事用品の実費を71万円を限度に控除する。)	万円
	長期に療養を要する人のいる世帯(6か月以上療養中の人又は療養を必要とする人のいる世帯)	万円
	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時までには被害を受け、今後2年以上にわたり支出の増加又は収入の減少が見込まれる場合における1年当たりの支出増加額又は収入減少額を控除する。)	万円
	② 控除額合計	万円
③ 認定所得額(①-②)	万円	
④ 収入基準額	万円	

※は、いずれか該当する方を○で囲んでください。

◎進学助成金を必要とする理由

進学助成金の貸与を希望するに至った家庭事情等を記入してください。

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。

(親権者（両親のいずれかがいないときには1人）本人が自署・押印してください。)

親権者氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

親権者氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

別記第1号様式の4の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の5(第5条の3関係)

進学助成金
(入学予定者用)

貸 与 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条の3第2項の規定により申請します。

申請者氏名 _____ 印

(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号	※ 太線枠内のみ御記入ください。						
学校名	立	大学 短期大学	学部 分野	学科 課程	貸与希望額		
(年4月 年制第1学年入学予定(志望))					いずれか1つを○で囲んでください。		
					10万円	20万円	30万円
					40万円	50万円	
在学学校名	立	高等学校					
※ (県内高等学校・県外高等学校・高認(大検含む。)該当者)							
フリガナ				(〒 _____)			
申請者氏名				男・女	住所		
生年月日	年 月 日生				TEL _____		
連帯保証人氏名 (保護者等)				印	(〒 _____)		
(自署・押印)	(続柄:本人の _____)				住所		
					TEL _____		
同 一 生 計 の	続柄	氏名	年齢	*職業・所得の種類	A収入・売上金額(税込)	B控除額(給与所得者)・必要経費(税込)	A-B所得金額(税込)
					万円	万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
	↑「主に家計を支えている者、1人に○を付けてください。最も所得の多い者の所得金額」 同一人で2種類以上の所得のある者は、所得ごとに段を改めて記入してください。						① 万円
家 族	続柄	氏名	※設置者	校種(学年)	※通学別		控除額
	申請者を除く		国公立・私立		自宅・自宅外		万円
	就学者		国公立・私立		自宅・自宅外		万円
			国公立・私立		自宅・自宅外		万円

(裏面)

所得から差し引かれる金額	申請者の就学者控除	67万円
	母子・父子世帯(子が18歳未満(18歳以上の就学者を含む。))であること。ただし、60歳以上で経済力のない祖父母のいる世帯を含む。) (一律49万円)	万円
	障害のある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等のいる世帯) (1人99万円)	万円
	主に生計を支えている者が別居している世帯(別居により生じた住居、光熱、水道、家具及び家事用品の実費を71万円を限度に控除する。)	万円
	長期に療養を要する人のいる世帯(6か月以上療養中の入又は療養を必要とする人のいる世帯)	万円
	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時までに被害を受け、今後2年以上にわたり支出の増加又は収入の減少が見込まれる場合における1年当たりの支出増加額又は収入減少額を控除する。)	万円
	② 控除額合計	万円
③ 認定所得額(①-②)	万円	
④ 収入基準額	万円	

※は、いずれか該当する方を○で囲んでください。

◎進学助成金を必要とする理由

進学助成金の貸与を希望するに至った家庭事情等を記入してください。

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。

(親権者（両親のいずれかがいないときには1人）本人が自署・押印してください。)

親権者氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

親権者氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

上記の者について、和歌山県修学奨励金の貸与申請をすることを認めます。

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印 _____

別記第2号様式の4中「第5条の3」の次に「、第6条」を加え、「申請する」を「申請し、又は貸与の決定を受ける」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第5条の2関係)

貸与継続申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、前年度に引き続き奨学金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条の2第4項の規定により申請します。

申請者氏名 _____ 印

(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号							※ 太線枠内のみ御記入ください。	
学校名	立	学校 分校 専攻科	(単位制) 高等部 高等課程	全日制 定時制	科 年 組			
フリガナ							(〒 _____)	
申請者氏名				男・女	住所			
生年月日	年 月 日生				TEL	_____		
連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印)				印	住所	(〒 _____)		
					TEL	_____		
同 一 生 計 の 家 族	続柄	氏名	年齢	所得の種類	給与所得 収入年額(税込)		給与所得以外 収入年額(税込)	
					円		円	
					円		円	
					円		円	
					円		円	
					円		円	
		計				A	B	円
	合計金額 [給与所得+給与所得以外]						A+B	円
申請者を除く就学者	続柄	氏名	年齢	校種 (学年)				
(1)世帯員に障害のある人がいる場合			続柄()氏名()等級(級)					
(2)借家等の家賃を支払っている場合			(月額; _____)円					
(3)母子家庭の場合(右欄に○印)			母子家庭					
奨学金の貸与を受けた期間		年 月 から 年 月 まで						
奨学金の貸与を継続して受けようとする期間		年 月 から 年 月 まで						
他の奨学金等の貸与又は給付の有無		無 ・ 有 (種類・名称 _____)						

注

- 1 障害のある人がいる場合、障害者手帳の写しを添付してください。
- 2 家賃を支払っている場合、賃貸契約書等その支払を証明できるものを添付してください。

(裏面)

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。

(親権者（両親のいずれかがいないときには1人）本人が、自署・押印してください。)

親権者氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____
親権者氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

上記の者が本校に在学し、引き続き奨学金の貸与を受けることにより、学業を確実に終了できる見込みがあることを認めます。

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印 _____

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第7号

和歌山県警察本部組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察本部組織規則等の一部を改正する規則

(和歌山県警察本部組織規則の一部改正)

第1条 和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第41条第3号オを削り、同号カ中「（昭和56年法律第86号）」を「（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」に改め、同号カを同号オとし、同号キを同号カとする。

(和歌山県金属くず業条例施行規則の一部改正)

第2条 和歌山県金属くず業条例施行規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の写し（外国人にあつては外国人登録証明書の写し）」を「（本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。））を記載したものに限る。）の写し」に改める。

第12条第1号中「の写し（外国人にあつては外国人登録証明書の写し）」を「（本籍（外国人にあつては、国籍等）を記載したものに限る。）の写し」に改める。

(和歌山県道路交通法施行細則の一部改正)

第3条 和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第1号ア中「戸籍を表示した」を「本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。））を記載した」に改め、「（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書の写し）」を削る。

別記様式第9号（表面）及び別記様式第9号の2（表面）中「住民登録抄本（戸籍を表示したもの）」を「住民票（本籍（外国人にあつては、国籍等）を記載したものに限る。）の写し」に改める。

(自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正)

第4条 自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則（平成8年和歌山県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を「（本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。））を記載したものに限る。）の写し」に改め、同項第2号中「の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を「（本籍（外国人にあつては、国籍等）を記載したものに限る。）の写し」に改める。

別記第1号様式（裏）及び別記第2号様式中「の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を「（本籍（外国人にあつては、国籍等）を記載したものに限る。）の写し」に改める。

(法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部改正)

第5条 法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第15号）

の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

告 示

和歌山県告示第801号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成23年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成23年度経営状況

1 事業実績	(単位:千円)
加入都道府県市区町村会員数	679会員
加入戸数	907,205戸
共済委託契約金額	8,126,950,032
火災共済掛金	1,009,203
被災戸数	190戸
火災共済給付金	219,653
特定給付金	13,040
復興建築助成戸数	81戸
復興建築助成金	30,478
住宅災害見舞戸数	5,236戸
住宅災害見舞金	394,380
住宅防火施設整備補助会員数	137会員
住宅防火施設整備補助金	69,099
2 貸借対照表(平成24年3月31日現在)	(単位:千円)
I 資産の部	
1 流動資産	610,695
2 固定資産	
(1) 特定資産	
①異常危険準備金資産	3,015,659
②その他特定資産	1,711,114
(2) その他固定資産	483,347
資産合計	5,820,815
II 負債の部	
1 流動負債	963,511
2 固定負債	3,117,524
負債合計	4,081,035
III 正味財産の部	
正味財産合計	1,739,780
負債及び正味財産合計	5,820,815

和歌山県告示第802号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月20日まで縦覧に供する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月18日

2 名称

特定非営利活動法人花いっぱい推進協議会

3 代表者の氏名

森川勝

4 主たる事務所の所在地

和歌山市加納341番地の33

5 定款に記載された目的

この法人は、まちの緑を大切にし、道行く人のため、花を育て、誰もが愛せる花いっぱいのまちをつくり、花いっぱい運動を豊かな心を育てる精神運動として社会全体に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第803号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月20日まで縦覧に供する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月20日

2 名称

特定非営利活動法人クロネット

3 代表者の氏名

神谷妃佐代

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市松江中3丁目7番10号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々が地域で当たり前に生活していける社会の実現を図る為、障害を持つ人々が自立していけるような支援や、障害を持つ人々に暮らしやすいまちづくりのための啓発活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第804号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成24年8月20日まで縦覧に供する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月20日

2 名称

特定非営利活動法人よみかきパソコン

3 代表者の氏名

中拓哉

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市出口中ノ丁5番

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して情報化推進に関する事業を行い、社会の発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第805号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月20日まで縦覧に供する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月20日

2 名称

特定非営利活動法人市民の力わかやま

3 代表者の氏名

坂口總之輔

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市橋丁21

5 定款に記載された目的

この法人は、地域市民が共に集い、インターネットを使った共同利用型教育システム（わかやまインターネット市民塾）の開設と運用をする。これにより、「知の循環」型教育の創出を図るほか、情報プラットフォームを構築して、地域の活性化やまちづくり等に役立つ種々の調査や研究及び事業やサービスの提供を行う。さらに、今後増加する団塊世代シニア層の「知識や経験・想い」を活かしながら、若い力と協働する種々の場を創り出すことに力を注ぐとともに、様々なグループや団体との積極的な交流連携を図り、地域の活性化、コミュニティビジネスの創出・発展及びまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第806号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
岩柔 5-18	荒井伸幸	あらい鍼灸接骨院	岩出市相谷483-2	平成 24. 6. 20

和歌山県告示第807号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
サンライトなかよし薬局たきない店	田辺市たきない町32番5号	畑垣弘道	平成 24. 7. 1

和歌山県告示第808号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の名称	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3050100 266	ハミング子ども 教室	児童発達支 援	利用定員	7人	10人	平成 24. 6. 1
		放課後等デ イサービス	利用定員	3人	10人	平成 24. 6. 1

和歌山県告示第809号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字谷口3651から3653まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字谷口3651・3652（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第810号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町島之瀬字数畑63の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字数畑63の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第811号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市芳養町字栗畑3655の77（次の図に示す部分に限る。）、3655の112

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第812号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町温川字五味212（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第813号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町石船字寺ノ口173の3（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第814号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町川合字西之詰1236（次の図に示す部分に限る。）、字仲田1251（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第815号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字南平野字中曾1958の5、字扇山1959、1972、1973、1974の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第816号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3166	橋本市高野口町向島字下降子138番の一部、139番4の一部	橋本市高野口町名倉171番地 株式会社タツミビルド 代表取締役 巽裕善	平成 24.6.27	4.15	35.00

和歌山県告示第817号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3171	橋本市高野口町名古曾字滝井955番の一部	奈良県五條市田園二丁目2番の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 24.6.27	6.00 5.00	31.29 31.32

和歌山県告示第818号

平成24年和歌山県告示第263号(平成24年度県立近代美術館の使用料)の一部を次のように改正する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

備考に次のように加える。

- 7 平成24年7月18日から同年8月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の入場料を半額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

和歌山県告示第819号

平成24年和歌山県告示第264号（平成24年度県立博物館の使用料）の一部を次のように改正する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

備考に次のように加える。

- 6 平成24年7月18日から同年8月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の入場料を半額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

和歌山県告示第820号

平成24年和歌山県告示第265号（平成24年度県立紀伊風土記の丘資料館の使用料）の一部を次のように改正する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

備考に次のように加える。

- 5 平成24年7月18日から同年8月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の入場料を半額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

和歌山県告示第821号

平成24年和歌山県告示第266号（平成24年度県立自然博物館の使用料）の一部を次のように改正する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

備考に次のように加える。

- 4 平成24年7月18日から同年8月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の入場料を半額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年7月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
有田市医師連盟	主たる事務所の所在地	有田市宮崎町明見27-1	有田市初島町里2163	平成 24. 4. 13	政治団体	
	代表者	應地正章	山下栄一郎			
	会計責任者	中元耕一郎	中村吉伸			

税理士による二階 俊博後援会	主たる事務所 の所在地	御坊市菌204	御坊市島172	平成 24.5.10	政治団体	
	代表者	原均	志村亘美			
新宮市医師連盟	代表者	湊口博之	土山秀	平成 24.5.23	政治団体	
東牟婁郡医師連盟	会計責任者	榎本憲博	坂野智洋	平成 24.5.30	政治団体	
和歌山県獣医師政 治連盟	会計責任者	阪本康敬	鈴木源一	平成 24.5.30	政治団体	
和歌山県自動車整 備政治連盟	会計責任者	弥勒博文	戸口千章	平成 24.6.8	政治団体	
自由民主党和歌山 県自動車整備支部	代表者	弥勒博文	戸口千章	平成 24.6.8	政党	

和歌山県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年7月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
西川まさ三後援会	竹井輝夫	平成 23.12.31	平成 24.5.16
宮端啓允後援会	宮端啓允	平成 24.5.17	平成 24.5.17
あたたかい改革をすすめる会	須佐忠史	平成 24.5.25	平成 24.5.25
安達克典後援会	小川公平	平成 24.5.31	平成 24.6.8

和歌山県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年7月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

（単位：円）

西川まさ三後援会

報告年月日 24.05.16

1 収入総額	76,072
前年繰越額	76,072
2 支出総額	0

宮端啓允後援会

報告年月日 24.05.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

安達克典後援会

報告年月日 24.06.08

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成23年分)の要旨

西川まさ三後援会

報告年月日 24.05.16

1 収入総額	76,072
前年繰越額	76,072
2 支出総額	0

宮端啓允後援会

報告年月日 24.05.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

あたたかい改革をすすめる会

報告年月日 24.02.03

1 収入総額	587
前年繰越額	587
2 支出総額	0

安達克典後援会

報告年月日 24.06.08

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成24年分)の要旨

宮端啓允後援会

報告年月日 24.05.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

あたたかい改革をすすめる会

報告年月日 24.05.25

1 収入総額	587
前年繰越額	587
2 支出総額	0

安達克典後援会

報告年月日 24.06.08

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年7月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
和歌山県歯科衛生士連盟	小室恵子	小室恵子	和歌山市築港1丁目4-7 歯科衛生士専門学校内	平成 24. 5. 23
安達克典後援会	小川公平	古久保太郎	田辺市龍神村西33-3	平成 24. 6. 8

正 誤

正 誤

平成24年2月21日付け和歌山県報号外和歌山県告示第124号中

ページ	誤	正
2	昭和55年7月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設	昭和55年7月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)
4	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
7	(12の項にあつては平成3年10月1日)	(12の項にあつては平成3年10月1日、14の項にあつては平成9年12月1日、16の項にあつては平成10年6月17日、18の項にあつては平成12年3月1日、20の項にあつては平成12年10月1日、22の項にあつては平成13年7月1日)
8	Cn	Cp

29	窒素	化学的酸素要求量
92	窒素	化学的酸素要求量

正 誤

平成24年6月19日付け和歌山県報第2365号和歌山県告示第734号中

ページ	行目	誤	正
7	下から11及び10	、中辺路町栗栖川字籾生1243の4(次の図に示す部分に限る。)	・中辺路町栗栖川字籾生1243の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)